

# 公益法人セルフチェックリスト

※立入検査における主な確認事項です。今後の法人運営にご活用ください。

チェック項目		根拠法令	確認欄
事業	公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について、認定申請書（最新の変更認定申請書又は変更届）の記載のとおり実施しており、変更はないか。	認定法第11条、第13条	
役員の3分の1規定	理事総数の3分の1を超えて、3親等以内の親族が就任していないか。また、理事総数の3分の1を超えて、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事等が就任していないか。	認定法第5条第10号、第11号	
	監事総数の3分の1を超えて、3親等以内の親族が就任していないか。また、監事総数の3分の1を超えて、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事等が就任していないか。	認定法第5条第10号、第11号	
社員総会 評議員会	社員総会又は評議員会は適切に開催し、招集・決議等の手続は適正に行っているか。  (例) ・役員の選任は一人一人個別に採決しているか。 ・定時の社員総会・評議員会とそれらを招集する理事会を中14日以上空けて開催しているか。 ・役員改選の際に、新任が重任かにかかわらず、兼職の状況及び欠格事由に該当するかどうかの確認を文書でしているか。 ・社員総会・評議員会を招集する際は、事前に理事会の決議によって必要事項を定めているか。 (当該決議事項を、議事録に記載しているか。) ・開催通知の発出時期について 社員総会：社員総会の日の原則1週間前 (社員総会を欠席する社員が、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる場合は2週間前) 評議員会：評議員会の日の原則1週間前	法人法第35～59条、第63条、第173～196条等	
理事会	理事会は適切に開催し、招集・決議等の手続は適正に行っているか。  (例) ・決議の省略の場合については、定款で定められており、かつ、理事全員の同意（監事全員の異議なし）があるか。 ・原則理事会の日の1週間前までに、開催通知を发出しているか。	法人法第38条、第90～98条、第181条等 認定法第5条第11号、第6条 認定法施行令第5条	
理事	理事は法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の職務執行を適切に監視しているか。  (例) ・代表理事及び業務執行理事は自己の職務の執行状況を法令や定款に基づき理事会に報告（※1）し、議事録に記載しているか。 (※1) 報告の頻度：3ヶ月に一度以上 (定款で定められている場合は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上) ・理事の任期について、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで（※2）とされているか。 (定款又は社員総会の決議によって短縮することが可能。)	法人法第53条、第66条第1項、第83～85条、第91～92条、第177条、第197条等	
監事	監事は理事の職務の執行を適切に監査しているか。  (例) ・監事は理事会に毎回出席し、計算書類等の監査を行い、監査報告の作成など適切に職務を果たしているか。 ・監事の任期について、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで（考え方は※2と同様）とされているか。 (定款によって、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までを限度として短縮することが可能。)	法人法第53条、第67条第1項、第99～104条、第124条、第177条、第190条等	
経理的基礎	経理処理・財産管理は適正に行われているか。  (例) ・現金や公印等を適切に管理できているか。 ・開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けているか。	ガイドラインI-2-2(2)	
費用の配賦	個別の公益目的事業の実施に直接関わりの無い費用については、公益目的事業会計ではなく法人会計に計上しているか。  (例) ・新聞代 ・NHK受信料 ・納税証明書等の発行手数料 ・慶弔費	ガイドラインI-7-1(1)	
備置き書類	別添の「備置き書類一覧」に記載の書類が備置かれているか。	—	

(※2) 事業年度が4月1日から3月31日で、定時社員総会を毎年6月末に開催している場合  
 ・令和6年6月末（令和6年度）の定時社員総会で選任した理事→令和8年6月末（令和8年度）の定時社員総会までの2年  
 ・令和6年3月中旬（令和5年度）の臨時社員総会で選任した理事→令和7年6月末（令和7年度）の定時社員総会までの1年3ヶ月余り  
 ・令和6年4月中旬（令和6年度）の臨時社員総会で選任した理事→令和8年6月末（令和8年度）の定時社員総会までの2年2ヶ月余り

法人法 : 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）  
 法人法施行規則 : 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）  
 認定法 : 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）  
 認定法施行令 : 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）  
 認定法施行規則 : 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68条）  
 ガイドライン : 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）

## 備置き書類一覧（閲覧請求別）

【認定法（21条4項）に基づく閲覧請求】何人も閲覧請求できる					
欄	備置き書類	根拠法令	備置き期間	主たる事務所	従たる事務所
事業計画書等					
	事業計画書	認定法21条1項	当該事業年度開始の日の前日までの間から当該事業年度の末日まで	1年間	1年間
	収支予算書	認定法21条1項	当該事業年度開始の日の前日までの間から当該事業年度の末日まで	1年間	1年間
	資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定法規則27条1項第3号	当該事業年度開始の日の前日までの間から当該事業年度の末日まで	1年間	1年間
事業報告等（備置きの根拠法令：認定法）					
	財産目録	認定法21条2項1号	毎事業年度経過後3ヶ月以内に作成してから	5年間	3年間
	役員等名簿（当該法人の社員または評議員以外の者から請求があった場合には住所を除外して閲覧）	認定法21条2項2号・5項	毎事業年度経過後3ヶ月以内に作成してから	5年間	3年間
	役員等報酬等の支給基準	認定法21条2項3号	毎事業年度経過後3ヶ月以内に作成してから	5年間	3年間
	キャッシュ・フロー計算書（会計監査人設置法人のみ）	認定法規則28条1項1号	毎事業年度経過後3ヶ月以内に作成してから	5年間	3年間
	運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類（事業報告の別紙1）	認定法規則28条1項2号	毎事業年度経過後3ヶ月以内に作成してから	5年間	3年間
定款、社員名簿					
	定款	法人法14条1項 法人法156条1項		常時	常時
	社員名簿（当該法人の社員以外の者から請求があった場合には住所を除外して閲覧）	認定法21条5項 法人法32条		常時	—
計算書類等					
	貸借対照表（注記含む）及びその附属明細書	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は評議員会の2週間前から	5年間	3年間
	損益計算書（注記含む）及びその附属明細書	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は評議員会の2週間前から	5年間	3年間
	事業報告及びその附属明細書	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は評議員会の2週間前から	5年間	3年間
	監査報告 会計監査報告（会計監査人設置法人のみ）	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は評議員会の2週間前から	5年間	3年間
	特定費用準備金の積立限度額やその算定根拠等を記載した書類（当該資金がある場合）	認定法規則18条3項5号	認定法21条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置を講じる		
	資産取得資金に必要な最低額やその算定根拠等を記載した書類（当該資金がある場合）	認定法規則22条4項	認定法21条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置を講じる		
	5号財産、6号財産（※）の内容等について記載した書類（当該財産がある場合）	認定法規則22条5項	認定法21条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置を講じる		

（※）5号財産：交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産  
6号財産：交付者の定めた用途に充てるために保有している資金

### 【法人法に基づく閲覧対象書類】

欄	備置き書類	根拠法令	備置き期間	主たる事務所	従たる事務所
(1) 社員、評議員及び債権者が閲覧請求できる					
	社員総会または評議員会の議事録	法人法57条2項・3項・4項 法人法第193条2項・3項・4項	社員総会又は評議員会の日から	10年間	5年間
	理事会の議事録	法人法97条1項・2項・3項 法人法197条	理事会の日から	10年間	
	社員総会又は評議員会の決議の省略に関する同意の意思表示に係る書面（決議の省略があった場合）	法人法58条2項・3項 法人法194条2項・3項	決議があったものとみなされた日から	10年間	
	理事会の決議の省略に関する同意の意思表示に係る書面（決議の省略があった場合）	法人法97条1項・2項・3項 法人法197条	決議があったものとみなされた日から	10年間	
(2) 社員が閲覧請求できる					
	議決権の代理行使の場合の代理権を証明する書面	法人法50条5項・6項	社員総会の日から	3ヶ月間	—
	書面による議決権の行使の場合の議決権行使書面	法人法51条3項・4項	社員総会の日から	3ヶ月間	—
	電磁的方法による議決権の行使の場合の電磁的記録	法人法52条4項・5項	社員総会の日から	3ヶ月間	—

※上記の備置き書類は電磁的記録をもって作成されている場合を含む。電磁的記録の場合に従たる事務所で閲覧請求に対応可能な措置をとっているときは、従たる事務所の備置きは不要（認定法第21条第6項、法人法第14条第3項、法人法129条第2項）

法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）  
 法人法施行規則：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）  
 認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）  
 認定法施行令：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）  
 認定法施行規則：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68条）